

主な高齢者福祉保健サービスなど

介護保険サービスのほかにも、高齢者等の方々が各々の生活状況や身体状況に応じ、自立した生活を送ることができるように、また、高齢者等を介護する方々の負担が軽減されるように、日常生活を支援する様々なサービスを提供しています。

在宅福祉

訪問理美容サービス事業

自分で理容所・美容所に行くことができない方の自宅に理美容師が出張し、理美容サービスを提供します。出張料を市が負担します。サービス代金は自己負担です（申請時期により年4回まで）。

- 対象者** 市内に住所を有し、在宅している方で下記のいずれかに該当する方
- ①要介護3・4・5の認定を受けている65歳以上の方
 - ②下肢・体幹で身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
 - ③療育手帳AまたはAの交付を受けている方

費用等 理美容代金は自己負担

お問い合わせ 地域包括ケア課 ☎963-9163 障害福祉課 ☎963-9164 子ども福祉課 ☎963-9172

生活支援短期宿泊事業

見守りや部分的介護が必要な方で、一時的に介護者が病気や事故等で介護が困難になったとき、特別養護老人ホーム等で、空きベッドを利用して一時的に生活管理の支援を行います。年間14日間以内です（空きベッドがあるとき）。

- 対象者** 介護保険の認定の対象外となる、65歳以上の方で、心身の状況、生活環境等の理由により日常生活を営むうえで支障のある方

費用等 1日：2,500円

お問い合わせ 地域包括ケア課 ☎963-9163

緊急通報システム

発作症状を伴う疾患がある一人暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報センターに繋がる緊急通報装置を貸与し、緊急通報、健康相談、安否確認業務を行うことで、緊急時の安全の確保と不安の解消を図ります。

- 対象者** 次の①～④の全てに該当する方
- ①65歳以上の方
 - ②発作症状を伴う疾患があり、一人または高齢者のみで生活をしている方
 - ③市内に住所を有し、居住している方
 - ④市民税非課税世帯に属する方

費用等 無料

お問い合わせ 地域包括ケア課 ☎963-9163

在宅介護者福祉手当の支給

在宅の要介護4または5の方を家族で介護している主たる介護者に対し、年3回（4・8・12月）に分けて手当を支給します（要介護の方が施設に入所中・病院等に入院中の場合は対象となりません）。

- 対象者** 市内に住所を有し、在宅している65歳以上の要介護4または5の方を家族等で常時介護している主たる介護者（申請時に介護保険サービスの利用状況をお尋ねし、常時介護をされている状態であるか確認します。）

費用等 支給額月額：5,000円（2人以上介護している場合は1万円）

お問い合わせ 地域共生推進課 ☎963-9187

高齢者補聴器購入費助成事業

市内に住む高齢者を対象に補聴器購入費用の一部を助成します。これにより、補聴器の利用を促進し、地域社会への参加を支援することで、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を図ります。

対 象 者	次の①～⑤の全てに該当する方 ①65歳以上の方 ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象にならない、かつ、耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方 ③市内に住所を有し、居住している方 ④市民税非課税世帯に属する方 ⑤過去5年で本事業による助成を受けたことがない方
費 用 等	補聴器購入費として、上限30,000円の助成 ※購入後の申請は助成対象外です。
お問い合わせ	地域包括ケア課 ☎963-9163

認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を在宅で介護する方に、位置検索端末機を貸与します。

対 象 者	市内に住所を有する認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を介護している方
費 用 等	月額：900円
お問い合わせ	地域包括ケア課 ☎963-9163

介護マーク

在宅で高齢者等を介護する方が周囲から偏見や誤解を受けることがないように、介護者であることをさりげなく知ってもらうことで、介護者が介護しやすくなることを目的に、「介護マーク」を配布します。

対 象 者	認知症高齢者等を介護している方（市内に住所を有する方の介護をしている方）
費 用 等	無料
お問い合わせ	地域包括ケア課 ☎963-9163／各地域包括支援センター（35ページ参照）



見守り支援配食サービス

越谷市地域包括支援ネットワーク事業に賛同した配食サービス事業所により、配食時に見守り支援を行います。

対 象 者	65歳以上の高齢者等
費 用 等	自己負担
お問い合わせ	地域包括ケア課 ☎963-9163



救急医療情報キット

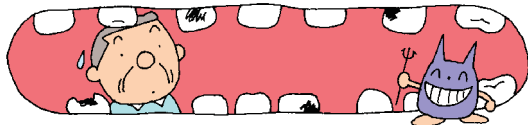
65歳以上の方や障がいのある方などの安全・安心を確保することを目的に、救急隊員等が迅速かつ適切な救急救命活動を行えるように、「かかりつけ医療機関」などの医療情報等を容器の中に入れて冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

対 象 者	次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯 ②一人暮らしの障がいのある方または障がいのある方のみの世帯 ③日中独居者、在宅要介護者など、生活上あるいは健康上の不安を抱えている方
費 用 等	無料
お問い合わせ	福祉総務課 ☎963-9320

在宅訪問歯科保健事業

在宅で寝たきり等のため歯科医院へ行くことが難しい方の自宅へ歯科医師がうかがい、健診を実施します。（要申込み：健康づくり推進課、または保健ガイドに掲載している歯科医療機関へ）※治療は行いません。

対 象 者	身体が不自由で歯科医院へ行くことが難しい方（かかりつけ歯科医師のもとで治療・指導を受けている方は対象外）
費 用 等	無料
お問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり担当 ☎960-1100



介護予防のための取り組み（教室・講演会・パンフレットの配布等）

介護予防に関する講演会や介護予防教室などを利用できます。各教室の詳細や申込み方法は広報紙または市ホームページ等でお知らせします。

対 象 者	越谷市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）
お問い合わせ	地域包括ケア課 ☎963-9163

ふれあい収集

ごみをご自身で集積所へ出すことが難しい方のために、訪問収集をしています。

対 象 者	次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②障がいのある方のみの世帯
費 用 等	無料
お問い合わせ	リサイクルプラザ業務担当 ☎976-5375

不動産担保型生活資金（リバース・モゲージ）

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とし、生活資金として必要な経費の貸付を行います。

対 象 者	借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上の低所得世帯
費 用 等	貸付限度額：埼玉県社会福祉協議会の会長が定めた額
お問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251

紙おむつ等配付事業

在宅において常時紙おむつを使用している方に、年2回紙おむつや尿取りパッド等を自宅までお届けします。
・8/1～8/31に申請された方は年2回配付 ・9/1～1/15に申請された方は年1回配付

対 象 者	市内に在住し、世帯全員が市・県民税非課税で、下記のいずれかに該当する方 ①要介護1～5の認定を受けている方 ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方 ③療育手帳④またはAの交付を受けている方 ④2歳未満の子どもを養育している方
費 用 等	配付限度額：越谷市社会福祉協議会が定めた額 配付限度額を超えた場合は全額自己負担
お問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251



福祉車輛の貸出し

車いすで乗降可能な軽自動車ワゴンを貸し出します。※予約の受付は利用希望日の1か月前（休業日の場合はその前日）からとなります。

対 象 者	市内在住の車いすをお使いの方で外出等に必要な方
費 用 等	無料、ガソリン代のみ実費負担
お問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251

車いすの貸出し

車いすを貸し出します。
※短期2週間以内（いったん返却後、再度貸出し可能）
長期6か月以内（原則1回限り）

対 象 者	市内在住で、一時的に車いすを必要とする方
費 用 等	無料
お問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251 各老人福祉センター 44ページ「老人福祉センター」参照



成年後見事業

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などの財産や権利を守る「成年後見制度」の利用を支援します。制度や利用方法について、相談を受け、手続きについて助言します。

- 対象者 財産管理や契約に不安のある方、成年後見制度について知りたい方
- 費用等 相談や手続き支援は無料
※手続き自体にかかる費用は自己負担
- お問い合わせ 社会福祉協議会 成年後見センターこしがや ☎966-2281

成年後見センターこしがや

【利用日時】月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前8：30～午後5：00

【所在地】越ヶ谷4-1-1
(越谷市中央市民会館1階)

【電話番号】966-2281

福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活を送れるように、定期的に訪問し、下記のサービスを行います。

このようなお手伝いをいたします

- 福祉サービスの利用をお手伝いします。
- 日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。
- 日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- 大切な書類などをお預かりします。

援助内容		料 金
福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,200円 (1時間を超えた時は30分ごとに400円)
日常的 金銭管理	通帳を本人が保管する場合	1回1時間まで1,600円 (1時間を超えた時は30分ごとに400円)
	通帳を社会福祉協議会が保管する場合	
書類等預かりサービス		基本料2,000円(1年間) 利用料500円(1か月)

- 対象者 生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など
- 費用等 相談は無料、サービスは有料(低所得の方には免除制度あり)
- お問い合わせ 社会福祉協議会 成年後見センターこしがや ☎966-2281

在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」

地域・家庭でその人らしい生活が安心して送れるよう、ほほえみスタッフを派遣し家事支援サービスを有料で提供します。

このようなお手伝いをいたします

- 衣類等の洗濯 ●居室等の掃除・整理整頓 ●生活必需品等の買い物 ●調理
- その他必要と認められるサービス

対象者 市内在住の高齢者や障がい者、ヤングケアラー、病気やけがをされた方、産前産後の方などで家事がおもうようにできない方

- 初めに、ご利用を希望される方の自宅に訪問し、サービス内容の確認をさせていただきます。
- 介護保険の認定を受けている方でも利用できますが、身体介護等に当てはまる場合や日常生活の範囲を超える内容については、対象外となります。
- 活動内容やスタッフの状況により、ご希望に沿えない場合があります。

費用等 1時間800円(1時間を超えた時は30分ごとに400円)
※短時間サービスは15分以内200円

利用日時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9：00～午後5：00
※家事支援サービスは多くて週に1～2回、1～2時間程度

お問い合わせ 社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251

介護者サロン

ケアラー(家族介護者)の方同士が気軽に集まり、ケアのこと、日々の悩みや不安など、なんでも話し合える場です。

- 対象者 介護を行っている方、過去に介護していた方、介護に興味がある方など、どなたでも
- 費用等 各団体へご確認ください
- お問い合わせ 越谷市内で開催している介護者サロン一覧(令和7年7月現在)

会の名称	お問い合わせ先	電話番号
介護者の会 朝顔	越谷市社会福祉協議会 地域福祉課	966-3411
介護者サロン「ティータイム」	越谷介護者の会	090-3590-9795
介護者サロン あすなろ越谷	地域包括支援センター桜井	970-2015
介護者サロン キャンベル	特別養護老人ホームキャンベルホーム	970-3330
介護者サロン ましばやし	地域包括支援センター増林	963-3331
介護者サロン あいあい	デイサービスセンターあいあい	970-1155

オレンジカフェ

認知症の方やそのご家族、地域の方や専門家などが、認知症をテーマに話し合い、自由に参加・交流ができる場です。

- 対象者 認知症の方やそのご家族、地域の方、専門家の方
- 費用等 各団体へご確認ください
- お問い合わせ 二次元コードの市ホームページより各団体へ



認知症の電話相談・若年性認知症の電話相談

埼玉県内の介護の経験者が、認知症の方や家族の立場で相談に応じます。また、若年性認知症支援コーディネーターによる相談対応を行っています。

- 対象者 認知症の方やそのご家族など
- 費用等 電話料金のみ自己負担



認知症の電話相談

公益社団法人 認知症の人と家族の会
埼玉県支部 ☎048-814-1210

【利用日時】月・水・金・土曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前10：00～午後4：00

若年性認知症の電話相談

埼玉県・さいたま市若年性認知症サポート
センター ☎048-814-1212

【利用日時】月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前9：00～午後4：00

医療保険を利用した認知症デイケア

医療保険による認知症治療のための通所施設です。認知症の進行防止や機能維持、改善を目的とした機能訓練やリハビリテーション活動、日常生活の練習などを行います。

- 対象者 認知症の方(ご利用の際は、医師の診断が必要です。)
- お問い合わせ かかりつけ医にご相談ください

生きがい・長寿・健康・その他

老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の向上等、自主活動の場を提供しています。また、教養講座や健康相談事業なども実施しています。

- 対 象 者** 60歳以上の方
- 費 用 等** 無料 **お問い合わせ** 各老人福祉センター

会場	所在地	電話番号	利用時間	休館日
けやき荘	新川町2-55	965-5822	午前9：30～ 午後4：00	第1・3・5土曜日、第2・4日曜日、祝日及び年末年始
くすのき荘	大杉655	979-6600		第2・4土曜日、第1・3・5日曜日、祝日及び年末年始
ゆりのき荘	増林3-2-2(いきいき館内)	992-6601		毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始
ひのき荘	川柳町2-507-1	973-7903		毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始

認知症の方及びその家族と高齢者の居場所づくり事業

高齢者等が「ふらっと」気軽に訪れ、交流することができる場所を提供します。「情報交換」の場と「地域交流、仲間づくり」の場です。

- 対 象 者** 原則、認知症の方及びそのご家族と60歳以上の方
- 費 用 等** 無料
- お問い合わせ** 「ふらっと」がもう ☎986-5115
「ふらっと」おおぶくろ ☎975-4000
社会福祉協議会 地域福祉課 ☎966-3411

- 「ふらっと」がもう**
- 【利用時間】午前9：00～午後5：00
【定休日】毎週火曜日及び年末年始
【所在地】蒲生寿町17-12（蒲生駅前商店会内）
【電話番号】986-5115
- 「ふらっと」おおぶくろ**
- 【利用時間】午前9：00～午後5：00
【定休日】毎週日曜日及び年末年始
【所在地】袋山1435-16（大袋商店会内）
【電話番号】975-4000

いきいき農園

農作業を通して収穫の喜びを味わい、また、利用者相互の交流と親睦を深め健康で生きがいのある生活を送っていただくため、65歳以上の方に貸し出しています。

- 対 象 者** 65歳以上の方 ※空き区画がある場合、60歳以上65歳未満の方も利用できます。
- 費 用 等** 無料
- お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9187



老人クラブ

各地区の60歳以上の方が互いに交流を図り、健康で楽しく生きがいを高める活動や奉仕活動に取り組んでいる組織です。

- 対 象 者** 60歳以上の方
- 費 用 等** 事務局へご確認ください
- お問い合わせ** 越谷市老人クラブ連合会事務局（老人福祉センターけやき荘内） ☎965-5822

越谷市老人クラブ連合会事務局
（老人福祉センターけやき荘内）

- 【所在地】新川町2-55
【電話番号】965-5822

敬老会

多年にわたって社会に貢献してきた方を敬愛し、長寿をお祝いするため、75歳以上の方を対象に、敬老会を開催しています。

- 対 象 者** 75歳以上の方 **費 用 等** 無料 **お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9187

敬老祝金

市内に1年以上居住している方で、満88歳、満99歳の年齢に達した方は、その年度の9月または3月に、満100歳に達した方は誕生日以降に、敬老の意を表すとともに長寿のお祝金を贈呈します。

- 対 象 者** 市内に1年以上居住している満88歳、満99歳、満100歳の方
- 贈 呈 額** 満88歳 3万円 満99歳 5万円 満100歳 7万円 **お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9187

きらぽ（越谷きらきらポイント）

高齢者の社会参加を推進するため、健康アプリを活用した生きがいづくりやフレイル予防を行います。アプリを通じて獲得したポイントはPayPayの支払いに使用することができます。

- 対 象 者** 65歳以上の方 **費 用 等** 無料 ※アプリのダウンロードや使用にかかる通信料は発生します。
- お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9187

介護支援ボランティア制度

市に登録された介護保険施設等でボランティア活動を実施することにより、換金可能なポイント（換金額：年額最大5,000円）がもらえる仕組みです。 ※換金には、活動翌年度に申請が必要です。

- 対 象 者** 越谷市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）
- お問い合わせ** 地域共生推進課 ☎963-9187
社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎966-3211

シルバー人材センター

仕事を通して仲間づくりや健康づくりをしたい60歳以上の方に、経験、技能、体力等に応じて希望する仕事をお世話します。「はたらく×楽しむ」組織です。

- 主な仕事** 家庭内清掃、襖や障子の張替え、植木剪定、除草、あて名書き、住まいの修繕関係
- 費 用 等** 有料 **お問い合わせ** シルバー人材センター ☎967-4311

高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種は、インフルエンザにかかりにくくしたり、またかかっても重症になることを防ぐ効果があります。 ※公費で受けられるのは年間1回までです。

- 期 間** 令和7年10月1日～令和8年1月31日
- 対 象 者** 市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方
- ①接種日に65歳以上の方
- ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方
- 費 用 等** 1,500円（生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）
- お問い合わせ** 健康づくり推進課 健康づくり担当 ☎960-1100

高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の約2割～3割を占め、特に高齢者での重症化が問題になっています。肺炎球菌ワクチン接種により、肺炎の予防や肺炎にかかっても重症化を防ぐ効果が期待されます。 ※公費で受けられるのは、初回接種の方で1人1回限りです。

- 期 間** 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 対 象 者** 市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方
- ①接種日に65歳の方（誕生日の翌月に個別通知をしています）注：65歳を超える方を対象とした経過措置は、令和6年3月31日に終了しました。
- 【期間】65歳から66歳の誕生日の前日まで
- ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方
- ※ただし、今までに一度でも（自費も含め）肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを受けた方は対象外です。
- 費 用 等** 3,000円（生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）
- お問い合わせ** 健康づくり推進課 健康づくり担当 ☎960-1100

高齢者新型コロナ予防接種

新型コロナ予防接種は、新型コロナウイルス感染症にかかりにくくしたり、またかかっても重症になることを防ぐ効果があります。 ※公費で受けられるのは年間1回までです。

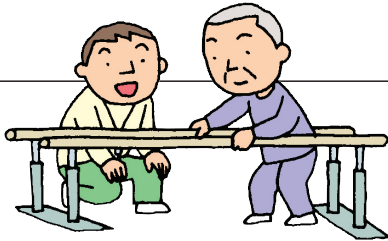
期 間	令和7年10月1日～令和8年1月31日
対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ①接種日に65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方
費 用 等	9,800円（生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）
お問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり担当 ☎960-1100

高齢者带状疱疹予防接種

带状疱疹は、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

带状疱疹予防接種は、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。
※不活化ワクチンと生ワクチンのどちらかを選択して接種します。公費で受けられるのは原則、初回接種の場で、期間内、不活化ワクチン2回、生ワクチン1回までです。

期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ①年度内に65歳を迎える方 ②60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方 ③令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳（※）となる方も対象になります。 ※100歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象となります。
費 用 等	不活化ワクチン1回につき12,000円 生ワクチン4,000円 （生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）
お問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり担当 ☎960-1100



リハビリなんでも相談

けやき荘・くすのき荘・ひのき荘・ゆりのき荘・保健センターにおいて、理学療法士・作業療法士によるリハビリ等の相談を実施しています。

【けやき荘】4月・7月・10月・1月の第4金曜日（原則）
【くすのき荘】5月・8月・11月・2月の第3金曜日（原則）
【ひのき荘】6月・9月・12月・3月の第2金曜日（原則）
【ゆりのき荘】毎月第2木曜日（原則）
【保健センター】毎月第1・3火曜日（午前） ※事前に健康づくり推進課に予約が必要です。年齢不問

費 用 等	無料
お問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり担当 ☎960-1100

子育て支援のご案内

「こしがや子育てガイドブック」に、妊娠から出産、0歳から18歳までの子どもに関するさまざまな支援を掲載しています。

配布場所	市役所（子ども施策推進課、こども家庭センター）、出張所、児童館など ※市ホームページからも閲覧できます。
お問い合わせ	子ども施策推進課 ☎963-9165 ※発行、配布に関してのみ。本ガイドブックに掲載されている各種支援制度に関しては、各担当課へのお問い合わせとなります。

成年後見制度

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

成年後見人等には、どのような方が選ばれるのでしょうか？

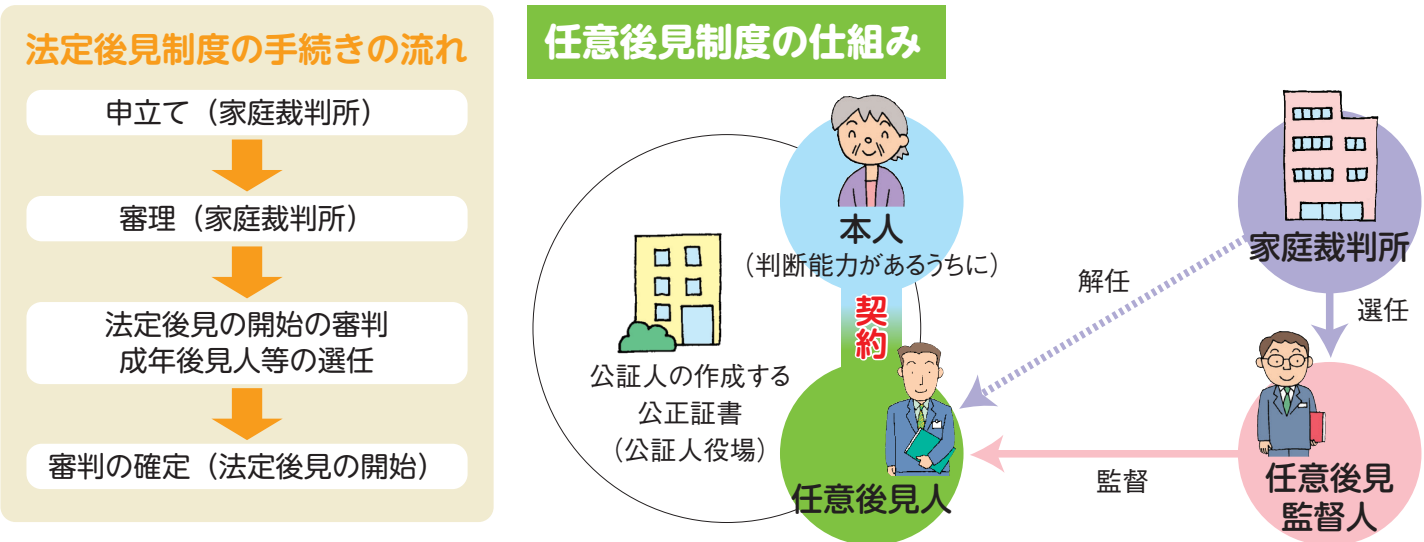
成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。ただし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の役割ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

〈資料：法務省 民事局ホームページより抜粋〉



※成年後見制度について詳しく知りたい方は、「成年後見センターこしがや」にお問い合わせください（42ページ参照）